

介護保険 主治医意見書作成料請求書

介護保険の被保険者番号を記入

意見書作成日が、平成〇年1月1日～平成〇年1月31日の場合、「平成〇年1月分」と記入

保険者番号は、被保険者が属する介護保険の保険者番号(別添「保険者番号一覧参照」)を記入

平成 年 月 分
 保険者番号

作成依頼日、意見書作成日、意見書送付日については、必ず記入

被保険者
 被保険者番号
 (フリガナ)
 氏名
 生年月日 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 性 別 1. 男 2. 女
 年 月 日

請求医療機関
 事業所番号
 事業所名称
 〒
 所在地
 電話番号

事業所番号、事業所名称、所在地等を記入

「在宅」「施設」のいずれかに○をする

作成依頼日 平成 年 月 日 依頼番号 保険者確認 ※
 意見書作成日 平成 年 月 日 意見書送付日 平成 年 月 日

「新規」「継続」のいずれかに○をする

意見書作成料 種別 1. 在宅 2. 施設 1. 新規 2. 継続 金額 円

「5000円」「4000円」「3000円」のいずれかを記入

内訳	点数	摘要
診断		
胸部単純X線撮影		
検査		
血液一般検査		
血液化学検査		
尿中一般物質定性・半定量検査		
合計		点数合計×10円 <input type="text"/> 円

請求額	意見書料	<input type="text"/>	円
	診断・検査費用	<input type="text"/>	円
	消費税	<input type="text"/>	円
	合計	<input type="text"/>	円

主治医意見書料は、在宅・施設別、新規・継続(更新・変更)申請別に以下の金額とする。

	在宅	施設
新規申請者	5,000円	4,000円
継続申請者	4,000円	3,000円

主治医がなく主訴もない者が要介護認定を行った場合、意見書を記載するのに必要な診察・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等(以下のものに限る)に対し、診療報酬単価に基づき積算した額を請求することができる。

【医師の判断に基づき行う検査の範囲】

・胸部単純X線撮影 ・血液一般検査 ・血液化学検査 ・尿中一般物質定性・半定量検査